

低圧電気取扱業務特別教育(学科課程)開催のご案内【第2回】

労働安全衛生規則第36条に義務づけられております特別教育のうち、第4号の「低圧（対地電圧50ボルトを超え、直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下の電圧）電気の取扱いの業務」に係る特別教育を下記により実施いたしますので、当該業務従事者で特別教育が未実施の方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びにご案内をいたします。

記

1. 開催日時 令和8年11月13日（金）
2. 開催場所 東洋紡(株)岩国事業所 体育館2F 学科会場
会場に灰皿は有りません。喫煙される方は携帯灰皿をご持参下さい。
3. 教育時間割 ※注意事項説明を行いますので8時15分迄にご集合下さい。

時 間	科 目	講習時間
8:15～8:30	※注意事項説明	15分
8:30～9:30	低圧の電気に関する基礎知識	1時間
9:40～11:50	低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間
12:30～13:30	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
13:40～15:50	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
16:00～17:00	関 係 法 令	1時間

4. 受講料 会員 7,700円（税込み）非会員 9,900円（税込み）
5. テキスト代 「低圧電気取扱者安全必携」 770円（税込み）
6. 受講定員 40名（定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。）
7. 申込期限 **（持込）令和8年11月2日（月） （郵送）令和8年10月23日（金）**
8. 申込方法 別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて当支部までお申し込みください。
※ 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返戻できません。
キャンセル・変更の申し出の受付は、原則開催初日より4営業日前迄です。
9. 申 込 先 （一社）山口県労働基準協会 岩国支部 （先ずは電話かFAXでご予約をお奨めします）
〒740-0004 岩国市昭和町2丁目5-5（和光昭和町レジデンス1F）
電話：0827-21-4403 FAX：0827-21-4402

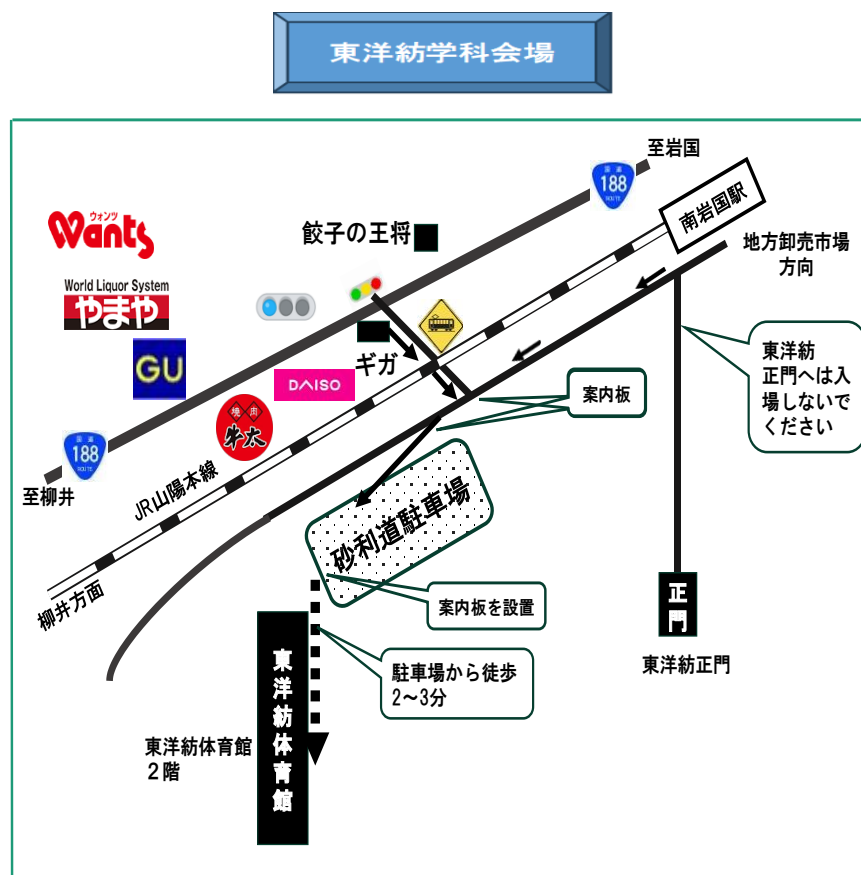
10. 修了証明書

この特別教育は規程上、学科教育と実技教育が行われるものですが、今回の教育は学科教育（7時間）のみ行います。したがって、修了者には学科教育のみの「特別教育修了証（学科課程）」を交付し、事業者には「特別教育修了証明書」を発行いたしますが実技教育（7時間（開閉器の操作のみは1時間））については事業者の責任において実施いただくことになりますので、ご承知おき願います。

11. 注 意 事 項

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。
- (3) 講習会場の近くには、コンビニはありません。予め昼食を持参ください。

東洋紡(株)岩国事業所 体育館2階 案内図



【喫煙所利用に関する重要なお知らせ】

喫煙所は、会場のご理解により設置しております。

ご利用にあたっては、

下記ルールを必ず厳守してください。

- ・ 指定された場所で喫煙してください
- ・ 各自で携帯灰皿をご持参ください
- ・ 吸い殻のポイ捨ては厳禁です

【重 要】

上記ルールが守られない場合は、

喫煙所を廃止し、

全面禁煙といたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

当日緊急連絡先 080-1189-2613 (事務局)